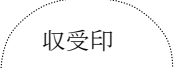


ビールの製造免許を受けない旨の届出書

 収受印		整理番号	※
平成 年 月 日   税務署長 殿	届 出 者	(住所) 〒  (氏名又は名称及び代表者氏名)  <div style="text-align: right;">㊟</div>	(電話)  局 番
<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号）附則第 33 条第 1 項の規定によるビールの製造免許を受けない製造場について、下記のとおり届出します。</p> <p>記</p>			
ビールの製造免許に係る経過措置の適用を受けない製造場の所在地及び名称			
その他参考となる事項			

通信日付印	※ 平成 年 月 日	確認者印	※	免許者台帳確認印	※
-------	---------------	------	---	----------	---

## 記 載 要 領

1 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号。以下「改正法」という。）附則第 33 条《ビール等に係る製造免許等の経過措置》第 1 項の規定により、ビールの製造免許に係る経過措置の適用を受けない場合に、その製造場の所在地の所轄税務署長あてに提出して下さい。

なお、平成 15 年 6 月 2 日までに所轄税務署にこの届出書の提出がない場合は、同項の規定により平成 15 年 4 月 1 日付でビール（麦を原料の一部としたものに限る。）の製造免許を受けたものとみなされます。

（注） 1 ビールの製造免許を受けたものとみなす旨の規定の適用を受けない場合は、該当するすべての製造場について、製造場の所在地の所轄税務署ごとにこの届出書を提出してください。

2 同一税務署管内にビールの製造免許を受けたものとみなす旨の規定の適用を受けない製造場が複数ある場合は、該当する製造場の所在地及び名称を連記してください。

2 「その他参考となる事項」欄には、他の税務署管内において発泡酒の製造免許を受けている製造場がある場合に、該当する製造場の所在地及び名称を記載してください。

3 ※印欄は記載しないでください。